

2022とちぎ国体無事終了

問 スポーツ振興課 本
TEL 0287(22)8017

3月24日に大田原市実行委員会第5回総会を開催しました。総会では、事業報告・収支決算・解散および会則の廃止が議決されました。これにより、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会は3月31日をもって解散しました。

「夢を感動へ。感動を未来へ。」のスローガンのもと、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会の開催にあたり、ご支援・ご協力を賜りましたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。



軽自動車税(種別割)納税通知書の発送と減免の手続き

問 申税務課 本 2階
TEL 0287(23)8785

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の原動機付自転車や小型特殊自動車、軽自動車などの所有者に課税されます。令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書は5月10日^①に発送予定です。納期限は令和5年5月31日^②です。なお一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。その種類・要件は次のとおりです。

減免区分		対象となる車両	申請に必要なもの
身障減免	身体が不自由な方、心身の発達や精神に障害がある方のために使用される軽自動車で、一定の要件を満たすもの	①障害者【注1】が所有し、障害者本人が運転する車 ②障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者等に係る軽自動車税(種別割)減免申請書 手帳(身体障害者手帳・療育手帳など) 運転する方の運転免許証 軽自動車税(種別割)納税通知書
構造減免	車両の構造が身体障害者の利用に供するための軽自動車	①車検証に「車いす移動車」や「障害者輸送用」などと記載のある車両 ②車いすの昇降装置、固定装置などの特別仕様の車両	<ul style="list-style-type: none"> 市税減免申請書 車検証(コピー可) 軽自動車税(種別割)納税通知書 納税義務者が法人の場合は法人登録印(実印) ②の車両は、装置などの写真
公益減免	公益のために直接専用する軽自動車で、一定の要件を満たすもの(リース車両を除く)	公益性があると認められる団体の車両 ※使用方法・使用団体によっては減免の対象にならない場合がありますので、事前に税務課までご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 市税減免申請書 軽自動車税(種別割)納税通知書 法人登録印(実印)

【注1】減免の対象となる障害者の範囲 ※該当要件や詳細はお問い合わせください。(市ホームページにも掲載)
 ▶身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
 ▶療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
 ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方



●注意事項

- ▶令和5年4月2日以降に廃車や名義変更を行った場合でも、令和5年度の軽自動車税(種別割)は課税されます。
- ▶住所変更などにより納税通知書が届かない場合は至急税務課までご連絡をお願いします。
- ▶今年度(令和5年度)より、小型二輪自動車(排気量が250ccを超えるバイク)を除いて、車検(継続検査)時の車検用納税証明書が原則不要となりました。
- ▶スマートフォン決済アプリまたはパソコンでの納付の場合、領収証書および車検用納税証明書は発行されません。小型二輪自動車(排気量が250ccを超えるバイク)の車検を受ける方は市役所・金融機関・コンビニエンスストアで納付してください。
- ▶軽自動車税(種別割)減免申請期間は、軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから納期限の令和5年5月31日^③までとなります。申請期間を過ぎると減免を受けることができません。
- ▶減免は毎年度申請が必要です。自動更新ではありませんのでご注意ください。
- ▶「身障減免」の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。自動車税の減免については、大田原県税事務所 TEL 0287(23)4171にお問い合わせください。
- ▶減免申請書は窓口にあります。なお、前年度減免を受けた方には納税通知書に減免申請書を同封しています。

市で実施しているお子さまの予防接種

問健康政策課 本3階
TEL 0287(23)8975

市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の予防接種を実施しています。

◆ 定期接種 ◆		
種類	回数	対象月齢
ロタウイルス感染症 (いずれかを接種)	2回	ロタリックス(1価ワクチン) 生後6週の初日から24週の初日まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン) 生後6週の初日から32週の初日まで
ヒブ感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	4回	生後2か月～生後90か月に至るまでの間(生後2か月～7歳半未満)
BCG	1回	1歳に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には生後5か月～生後8か月未満の間に受けます
麻疹風しん	2回	1期(1回目)…生後12か月～生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの年長児)
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月～生後36か月に至るまでの間(1歳～3歳未満)
日本脳炎	4回	1期(1～3回目)…生後6か月から生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します
		2期(4回目)…9歳以上13歳未満 ≪特例措置≫次の方は20歳未満まで不足回数分の接種が受けられます 平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの方
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)	2～3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※令和5年4月1日から9価ワクチン(シルガード9)が定期接種の対象となりました ※使用するワクチン、接種開始年齢により接種回数は異なります ≪キャッチアップ接種≫次の方は令和7年3月31日まで不足回数分の接種が受けられます 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子

◆ 市が行政措置として行う法定外の予防接種(一部助成) ◆		
種類	回数	対象年齢
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳～年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく予防接種も受けていないお子さまが対象です

※16歳未満の子を保護者(親権者または後見人)以外が連れて行く場合は、予め保護者が記載した書類(委任状など)が必要です。詳細は市ホームページをご覧ください。
 ※市外の一部医療機関では、事前の手続きが必要な場合があります。
 ※法改正などにより、内容が変更になる場合があります。
 ※新型コロナワクチン接種は、特例臨時接種として行われているため掲載していません。詳細は健康政策課へお問い合わせください。



行政相談委員の委嘱について

問情報政策課 本6階 TEL 0287(23)8700

行政相談委員は総務大臣が委嘱した民間有識者で、ボランティアとして、国の行政活動全般に関する住民からの苦情や相談などを受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

令和5年4月1日付けで、次の4名の方が総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

大田原市行政相談委員 4名

大田原地区		湯津上地区	黒羽地区
菅谷 正男 氏	廣瀬 貞子 氏	飯塚 陽一 氏	鈴木 貴代美 氏



市ホームページ